

八王子市食育推進会議開催要綱

平成27年4月1日 施行

改正 令和元年（2019年）6月1日

（開催）

第1条 「食育」に関する取り組みを総合的に推進していくための指針となる「八王子市食育推進計画」（以下「計画」という。）の策定及び計画の着実な推進を図るために、また総合的な見地から意見交換を行い、食育に関わる異なる分野で活動する団体の相互の連携等を推進するために、八王子市食育推進会議（以下「食育推進会議」という。）を開催する。

（意見交換事項）

第2条 食育推進会議は、次に掲げる事項について意見交換をする。

- （1）計画策定に関する事
- （2）計画の進行管理及び評価に関する事
- （3）計画の重点課題に関する事
- （4）食育の総合的な推進に関する事

（構成）

第3条 食育推進会議は、次の各号に掲げる者で構成する。

- （1）学識経験者
- （2）公募市民
- （3）事業者、NPO法人、医療、教育関係団体及び地域団体の推薦する者

（開催期間）

第4条 推進会議の開催期間は、令和3（2021年）年3月31日までとする。

（会議）

第5条 食育推進会議は健康部長が招集し司る。なお、健康部長が不在の場合は、健康部健康増進担当課長が代理を務めるものとする。

2 会議は、原則として公開するものとする。ただし、健康部健康増進担当課長の決定により公開しないことができる。

（庶務）

第6条 食育推進会議の庶務は健康部健康政策課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、食育推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要綱は、令和元年（2019年）6月1日から施行する。